◆丹後織物工業組合が必要である道具類（シャットル）を把握したうえで、令和2年度京都府伝統産業基盤整備支援事業費補助金へ申請することとなりました。補助率は予算の範囲内で3分の1以内。熟読の上、申請手続きを行ってください。

① 機料品店に見積書の発行を手配し下記のいずれかの方法で、丹後織物工業組合へ提出してください。※見積書はシャットルのみの内容で、申請者名（事業者名もしくは事業主名）、本体価格、消費税額が別記してあるものであること。

A.

【見積書の依頼】 　　　　　　　【見積書の提出】

B.

【見積書の依頼】 　【見積書を受け取る】 　【見積書の提出】

② 見積書の提出期限 令和２年５月２０日（水）午後５時丹工必着

※シャットルの見積書提出期限と生産基盤補助金提出期限が異なりますご注意ください！

③ 丹工がシャットルの必要数を取り纏め、各機料品店へ発注し納品され次第丹工より申請者へ連絡、販売します。※先に機料品店でご購入されると補助の対象になりません。

【取りまとめて発注】 　【納 品】 　　　　　【販 売】

【注意事項】

伝統産業補助金は予算の範囲内で交付決定されますので、交付決定額が３分の１を下回る場合がありますが、丹工へ申請されたシャットルは全てご購入いただくことになります。

非組合員の方は手数料が発生します。申請手数料＝申請本数×100円+消費税

④ 府伝統産業補助金を活用し丹工よりシャットルを購入した事業者は、令和2年度 京丹後市商工会織物関連業小規模生産基盤整備事業費補助金との併用可能です（府補助金差引後金額を対象経費とする）。ただし別の事業で織物関連業小規模生産基盤整備事業費補助金の交付決定を受けている場合は、限度額10万円との差額が限度となります。

申請などの流れは下記の通りです。令和2年度限りの限定措置です。

　　　　　　 ①　　　　　 　　　②　　　　　 　　　　③　　　　　　　　　④

①…府の補助額決定後、丹工がシャットルの本来の価格から府補助額を差引して価格を再設定し申請者に見積書発行。

②…申請者が見積書を商工会に届けるとともに、小規模生産基盤整備事業費補助金の交付申請を行う。

③…商工会が申請を受け後日、交付決定通知を申請者に発行。

④…申請者が丹工でシャットルを購入。

　※交付決定後に支払ったものしか小規模生産基盤整備事業費補助金になりません。

ご不明な点、ご相談はお近くの商工会本所、支所までお問合せください。